

# 意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省 総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒105-0012  
東京都港区芝大門 1-1-30  
日本自動車会館 15 階  
(社) 軽自動車協会連合会  
専務理事 高重尚文  
電話 [REDACTED]

## 「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

自動車関係の総合団体である（社）日本自動車会議所は、貴省が時代変化に対応し、電波の有効利用に取り組まれていることに敬意を表します。

しかしながら、貴省の「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」において、納付義務者の範囲を広げて免許不要局から電波利用料を徴収することも検討課題とされております。

自動車業界は新たな無線システムを活用し、クルマの安全性や利便性の向上、環境問題などに取り組んでいますが、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、そうした取り組みの阻害要因になりかねないと思われ、当協会といたしましては、今般の最終報告書（案）に対し下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### ●免許不要局からは現行どおり電波利用料を徴収しないでいただきたい。

(理由)

1. 免許不要局の発する電波は、伝搬範囲が小さく低出力であり、電波の適正利用に及ぼす影響は極めて少ない。
2. 免許不要局から電波利用料を徴収すると、国民が自由に電波を利用できる環境を阻害する恐れがある。
3. 免許不要局から電波利用料を徴収することになると、「e-Japan 戦略」の重点政策 5 分野に含まれている ITS の発展・普及を阻害し、利用者にも新たなコスト負担を強いることになる。
4. 諸外国では免許不要局からは電波利用料は徴収しておらず、日本だけが徴収すれば諸外国との整合性がとれず、諸外国から貿易障害として強い反発を招く恐れがある。

以上